



《実践研究講座》

製品事故対応への体制整備の見直しと 事故発生時に求められる実務上の留意点

- 日 時 ● 2007年 11月 27日 (火) 13:00~17:00
- 会 場 ● 東京・表参道『ホテルフロラシオン青山』TEL: 03-3403-1541

解 説

西村あさひ法律事務所 弁護士 尾崎 恒康 氏

【講師紹介】

1994年、東京大学法学部卒。1996年、検事任官。東京地検特捜部検事、法務省大臣官房行政訟務課付検事、総務省行政管理局課長補佐等を歴任し、2005年7月、退官。同年8月、弁護士登録。西村あさひ法律事務所勤務。検事在任中は、経済犯罪の捜査公判、大型行政訴訟、法令の企画立案等に携わる。現在は、主として、行政・税務争訟をはじめとする訴訟・紛争案件のほか、企業不祥事等にかかる危機管理案件などに取り組む。

◆ 開催にあたって

昨年来相次ぐ製品事故の発生・拡大を防止するために「改正消費生活用製品安全法（消安法）」が施行され、多くの企業は消費者保護の意識を高め、重大事故につながりかねない不良品に素早く対応する体制を整えつつあります。しかし、最近では世界規模で発生する不具合や製品の経年劣化が原因で起こる事故等、新たなリスクも顕在化してきており、事故発生に備えた体制整備を一段と図る必要があるといえます。本講座では、本年5月施行の改正消安法のポイントを再点検するとともに、製品事故が発生した際の初期対応、原因を究明するための調査、行政当局への調査結果の報告、その他各種対応等、各場面における法的留意点について実践的に解説していきます。

《詳細は裏面をご覧ください》

社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

● 受講料 ● 1名 (税込み、資料代含む)

正会員	31,500 円	本体価格 30,000 円
一 般	34,650 円	本体価格 33,000 円

● 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX または E-mail にてお送りください。後日、受講票・請求書をお送り致します。

● 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

社団法人 企業研究会

担当：上島 E-mail kamijima@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6F

TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951



071292-0403		2007.11.27	
申込書 製品事故対応への体制整備の見直しと実務上の留意点			
会社名	フリガナ		
住 所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所 属	
		役 職	
ご氏名	フリガナ	所 属	
		役 職	
ご氏名	フリガナ	所 属	
		役 職	

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

製品事故対応への体制整備の見直しと 事故発生時に求められる実務上の留意点

11月27日(火)

● プログラム ●

■ 講師 西村あさひ法律事務所 弁護士 尾崎 恒康 氏

- 解説 -

13:00

I. 「消費生活製品安全法」の再点検

- ①製品事故情報の収集・公表制度
- ②製品事故の再発防止にかかる制度

II. 製品事故発生に備えた“平時の取組み”における留意点

- ①製品事故発生により想定されるリスク
- ②事故情報を適切かつ正確に収集・把握するための体制整備
 - ・24時間対応可能な窓口の設置、事故通報対応マニュアルの策定
 - ・製品事故に関する法令知識、社内体制等の周知・徹底
- ③事故情報を迅速かつ正確に伝達・処理、適切な対応につなげるための体制整備
 - ・トップ直属の対策部門（製品安全、品質保証）の設置と事故情報の集約
 - ・事故情報処理にかかる社内規程類・マニュアルの整備と周知
 - ・役職員向け教育・研修体制の整備（法令順守の周知徹底）
- ④迅速かつ実効性ある調査実施のための体制
 - ・有事における調査体制の検討・構築
 - ・取引先との連携・協力体制の構築

III. 製品事故の“原因究明調査”における留意点

- ①調査の目的
- ②必要な調査事項
- ③実際の調査にあたって
 - ・適切な調査メンバーの構成
 - ・調査情報の効率的な共有・管理
 - ・事故製品回収時における事故現場状況の記録と保管
 - ・事故製品の分解等作業過程における客観性の担保
 - ・事実関係解明や事故原因究明に必要となる各種資料の確保
 - ・調査過程における「個人情報保護法」との関係を念頭に置いた対応

IV. 行政当局への“調査結果報告”における留意点

- ①「製品事故」、「重大製品事故」該当性の判断
 - ・10日間調査をし尽くしたが、事故原因が特定しない場合
 - ・消費者による製品の誤使用や目的外使用が原因で発生した事故の場合
 - ・いわゆる「経年劣化」が原因とされる事故の場合
- ②主務大臣への報告
 - ・体制整備命令発動とその対策
 - ・海外で発生した重大製品事故の場合
 - ・報告に際する被害者、事故製品所有者の個人情報の取り扱い
 - ・主務大臣に対するマスコミ等からの情報開示請求
 - ・任意の事故報告を行なう場合

V. その他の各種対応

- ①製品事故再発・拡大を防ぐための施策の実施
- ②消安法上の報告義務と役員責任との関係
- ③消安法上の報告といわゆる製造物責任との関係
- ④体制整備命令（法37条）などの処分不服がある場合に法令上とり得る対応
- ⑤その他

17:00